

レンタル約款

このレンタル約款は、GOATco.（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）の間の賃貸借契約（以下「レンタル契約」という。）に関し、別途に契約書類を作成しない場合に適用する。

（賃貸の目的）

第1条

甲は、乙に対し甲のWebサイト上に記載する期間及び料金にてレンタル商品（以下「商品」という。）を賃貸し、乙はこれを賃借するものである。

（契約の成立）

第2条

甲と乙との間のレンタル契約は、乙が甲に対し商品の利用を申請し、甲が承諾した時（甲が乙のレンタル料金の支払いが確認できた時）に成立するものとする。

2 甲は乙の商品の利用申請に対し内容を審査し締結の可否を判断することができる。尚、甲は乙に対して甲の判断の説明責任は無いものとする。

（レンタル期間）

第3条

乙が利用申請の際に定め、甲が承諾した期間とする。

2 乙の都合でレンタル開始日が遅延してもレンタル期間を変更することはできない。

（レンタル料金）

第4条

商品のレンタル料金及び付帯料金（運搬、設置、取付け）はWeb料金表の通りとする。

2 乙は甲に対し、上記のレンタル料金及び付帯料金を請求受理後三日以内に一括して甲の指定する方法により甲に支払うものとする。

3 乙は乙の都合により貸出期間の満了を待たずに途中解約した時であっても、甲は当初定めた貸出期間の料金の返金はしない。

4 乙は商品を貸出期間が満了するまでに返却するものとし、満了後に返却された時は、甲が定めた延長料金等を支払うものとする。

5 乙は商品が乙の手元にある間、返却不可及び修理不可の時は、レンタル料金、延長料金及び他に甲が一定の基準により算出したその商品の価格と同額を甲へ支払わなければならない。

（商品の引渡し）

第5条

甲は乙に商品を甲の指定する場所にてレンタル開始日に引渡し、乙は商品を貸出期間の満了日に甲の指定する場所へ返却するものとする。ただし、乙が配送を希望する場合は、甲が定める指定する配送方法で配送しなければならない。

2 乙は甲が行う商品の取付け作業に立ち会い不備の有無の確認を行う。不備無き時は立ち会い証明書に押印若しくは署名をしこれを以って不備無きものと証明する。また、取付け及び取外し作業にて甲の責で乙所有財産へ破損等を被った時は甲は保険にて対応する。

3 配送業者の責による商品の遅着または破損について甲は一切の責を追わないものとする。

(瑕疵担保責任)

第6条

甲は乙に対し、引渡し時において、本物件が正常な性能を有している事を担保する。

2 第3条のレンタル期間中、乙の責によらない事由で生じた瑕疵により、商品の通常使用が不能となった時、甲は商品の修理または交換する。ただし商品の瑕疵による経済的損害、2次災害については担保しない。

3 前項の商品の修理または交換に過大の費用または時間を要する時は、甲はレンタル契約を解除する。

(商品の使用管理義務、損傷、汚損、滅失等)

第7条

乙は商品を善良なる管理者の注意を持って管理し、商品を通常の用法の則って使用する。

2 商品が損傷、汚損、滅失したときは、その原因の如何を問わず、乙の費用負担により、乙が修理または洗浄するものとする。また、修復不可の時は商品の代価相当額を甲へ支払わなければならない。

3 以下の事由により商品に瑕疵が生じたときは、甲は一切の責任を負わない。

(1)乙に引渡した時点とは異なる仕様、用法、設置、補完等で乙が商品を使用したとき。また、それに伴い第三者に与えた被害。

(2)引渡し後、甲の事前の承諾を得ずに、乙が商品を納品場所以外へ運搬・移動したことにより瑕疵が生じたとき。

4 甲は乙に生じた使用目的を達しない等の損害について甲は一切の責任を負わないものとする。

5 乙は商品を使用される前に取扱説明書等を確認し、その使用方法を遵守するものとする。

(商品の返却)

第8条

乙からレンタル期間満了日までに延長申請がない時は無断延長とする、また、本レンタル約款に違反した時は、特段の通知及び催告無くレンタル契約を解除するものとする。

2 無断延長及び契約解除後、乙は直ちに商品を甲に返却すること。それに伴い乙は甲に延長料金と違約金を支払うものとする。尚、違約金は延長料金と同額とする。

3 甲が商品の返却の確認が取れるまで、乙は甲に延長料金と違約金を支払うものとする。

4 甲が乙から商品の回収不可と判断した時は、乙は甲に対し違約金とは別に商品の代価相当額を支払うものとする。

5 本件が原因で甲が不利益を被る時はその損害分の同等額を乙は甲に支払うものとする。また、紛失された時は商品の代価相当額を甲に支払うものとする。

(備品等の返却)

第9条

乙が商品の返却時にセットの一部及び備品を忘れた時は速やかに甲に返却すること。また、甲が当該商品の返却の確認が取れるまで、乙は甲に延長料金を支払うものとする。

2 乙が当該商品を返却する時の配送料は乙が負担するものとする。

3 本件が原因で甲が不利益を被る時はその損害分の同等額を乙は甲に支払うものとする。また、紛失された時は商品の代価相当額を甲に支払うものとする。

(期間の延長)

第10条

乙が商品のレンタル期間の延長を希望される時は、期間満了日までに利用申請をすること。甲が利用申請を承諾したときにレンタル期間を延長すること。

2 延長不可の時は貸出期間の満了日までに返却をすること。

3 返却の遅延により甲が不利益を被る時は第8条及び第9条に基づく損害金を乙は甲に支払うものとする。

4 レンタル期間を延長する時は、乙は甲に延長料金を支払うものとする。

(キャンセル料金)

第11条

乙の都合により利用開始前にキャンセルが生じた時は、下記のキャンセル料金を乙は甲に支払うものとする。尚、キャンセル料金はレンタル料金の他に付帯料金も含む額とする。

2 レンタル料金が入金済みの時は、甲は下記キャンセル料金及び振込手数料を差引いた額を乙の口座へ入金する。

キャンセル料金

(1)利用開始日の6日前15:00まで・・・無料

(2)利用開始日の6日前15:01～利用開始日前日の23:59まで・・・レンタル料金×50%

(3)当日・・・・・・・・レンタル料金×100%

(権利の譲渡)

第12条

甲はこの契約に基づく甲の権利を金融機関等の第三者に譲渡もしくは担保に差し入れるものとする。

(禁止事項)

第13条

乙は商品を第三者に使用させたり、譲渡、質入、占有移転等の処分をしてはならない。

2 乙は商品を改造・改装してはならない

3 乙は商品内で喫煙、飲食、ジャンプ、火気を伴う行為及びペット同伴等の商品を損壊、汚損及び悪臭のつく行為をしてはならない。

(法的手続き)

第14条

乙が商品の返却を連絡無く遅滞され時、申込に際し虚偽の住所、身分、連絡先等を記載が発覚した時、甲は警察署に被害届を提出し、法的手続きを取るものとする。

第15条 (裁判所の管轄)

本レンタル約款について訴訟の必要が生じた時、甲の所在地の地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

私は本レンタル約款を承認のうえ商品を賃借します。また使用に関して本レンタル約款を遵守します。

年 月 日

住 所

連絡先

氏 名